

政策パッケージの取組状況

資料2

政策パッケージの別※1	施策名	概要	取組状況※2	具体的成果(案件名等)/課題/その他補足説明等	関係機関	
I. 迅速化						
パートナーシップ	円借款の更なる迅速化	以下により政府関係手続期間を重要案件について最短約1年半まで短縮 ①早い段階での「プレ・プレッジ」実施の促進、 ②F/Sを実施したコンサルとの随意契約による詳細設計の実施、③「OECD通報の前倒し」の着実な実施。	3. 措置済	1年半までの期間短縮を目指し手続中の事例有。 ①: 既に複数の案件で実施済み。 ②: 円借款に関し、ガイドラインで読み込める範囲内で随時対応。(近年複数の実績あり。) ③: 必要な案件は審査前勉強会で早期通報を要請。	JICA	
イニシアティブ		以下によりF/S開始～着工の期間を最短1年半まで短縮 ①重要案件における協力準備調査の早期実施 ②詳細設計部分先行実施による着工・部分開業の迅速化 ③コンサルの能力向上 ④ランプサム契約のコンサル業務への導入、デザインビルド方式等の積極活用等コンサル調査の迅速化	3. 措置済	インドネシア港湾案件をモデルとして実施中。一定の条件が整うものについては積極的に迅速化。		
パートナーシップ		海外投融資の迅速化	民間企業等の申請から原則1か月以内に審査開始	3. 措置済		手続改善策で合意、確実な実施に向けて関係者で調整中。
パートナーシップ		特別予備費枠の導入	E/Nコミット金額に「特別予備費枠」を増額計上	2. 協議中/検討中		通常以上の安全対策等が求められる事業において、借入国との合意を前提に特別予備費枠を活用。
イニシアティブ		事業期間の「見える化」	相手国及び我が国コンサルタントを含む事業者等への「見える化」を図り、迅速な対応を促すため、案件ごとに、予め、F/S、詳細設計、本体調達等の期間を設定	3. 措置済		事業期間の「見える化」について、JICAでプレスリリースによるスケジュールの公開などを徹底。
II. 民間投資の奨励						
パートナーシップ	海外投融資の対象拡大	「先導性」要件の解釈を見直し、過去に類似案件への融資実績があった場合においても民間による非譲許的融資で対応できない場合に融資できる旨明確化	3. 措置済	様々な機会でも民間企業等に「先導性」要件の解釈の見直しにつき説明: 内談案件を組成中。	JICA	
イニシアティブ	海外投融資の出資比率規制の柔軟な運用・見直し	出資比率を25%から50%(最大株主にならない範囲)まで拡大する等、出資比率上限規制の柔軟化	3. 措置済	様々な機会でも民間企業等に制度を紹介。今後、案件毎に政策的重要性、リスク等を勘案しつつ対応。		
イニシアティブ	ユーロ建て海外投融資の検討	ユーロ建て海外投融資(融資)の供与をニーズに応じて検討	3. 措置済	様々な機会でも民間企業等に制度を紹介。今後、民間企業等からの提案等ニーズに応じ検討。		
パートナーシップ	民間金融機関との連携強化	JICAの譲許的条件での融資が民間金融機関の貸付又は出資を補完することで可能になる場合は、協調融資を可能に	3. 措置済	内談案件を組成中。		
パートナーシップ	実証・テストマーケティングの実施	我が国の優位性のあるシステムを無償資金協力や有償勘定技術支援等を通じて供与し、その後の円借款事業等に展開	3. 措置済	無償資金協力や有償勘定技術支援等による実証事業(エクアドル地熱試掘等)や普及・実証、民間技術普及促進等事業を実施。		
パートナーシップ	JBICの機能強化	リスクを伴う海外インフラ事業向けの投融資を行う「特別業務」を追加(「一般勘定」と区分して経理)	3. 措置済	本年10月に改正法を施行、内談案件を組成中。	JBIC	
パートナーシップ		現地通貨調達方法として、現地金融機関からの長期借入を解禁することにより、途上国のインフラ事業で需要が大きい現地通貨建ての融資を拡大	3. 措置済	本年5月に改正法を施行、内談案件を組成中。		

政策パッケージの取組状況

政策パッケージの別※1	施策名	概要	取組状況※2	具体的成果(案件名等)/課題/その他補足説明等	関係機関
パートナーシップ	JBICの機能強化	海外インフラ事業への支援手法を追加(海外のインフラ事業に係る銀行向けター・ステップ・ローン、債券(プロジェクト・ボンド)の取得、イスラム金融 等)	3. 措置済	本年5月に改正法を施行、内談案件を組成中。	JBIC
イニシアティブ	市中優先償還の柔軟な適用	JBICと市中銀行の協調融資において、必要に応じ市中優先償還を柔軟に適用し、民間銀行の参加を促進	3. 措置済	複数案件で市中優先償還を適用。	
パートナーシップ	NEXIの機能強化	案件の事業期間長期化に対応するため、投資保険期間を延長(15→30年)	3. 措置済	本年4月に改正政令を施行、内談案件を組成中。	NEXI
		事業終了後の外国政府等による契約違反リスクのカバー	3. 措置済	本年1月に制度実現済、実績2件(カンボジア及びスリランカIPP)	
		メザニン(劣後ローン、優先株)の填補範囲の拡大(カントリーリスクに加え、経営破綻も)	3. 措置済	本年11月に拡大済。	
		ドル建て貿易保険の創設	3. 措置済	貿易再保険特別会計の承継を受ける2017年度以降段階的に実施予定。	
		融資保険の非常危険填補率を100%に拡大(現状97.5%)	3. 措置済	本年4月に拡大済、実績4件(スペインLNG船用船及びアルゼンチンACA事業資金、東・南アフリカ貿易開発銀行及びロシア民間向けクレジットライン)他内談案件を組成中。	
		サブソブリン対応保険の創設	3. 措置済	本年4月に創設済、実績2件。	
		事業者が金利スワップ契約を行う場合、契約の不履行を一定範囲で引受	3. 措置済	本年10月に制度実現済。	
		貿易代金貸付保険(バイヤーズクレジット)の融資対象にNEXI保険料を含められるよう改善	3. 措置済	昨年11月に改善済、内談案件を組成中。	
イニシアティブ		海外投資保険についても、非常危険(カントリーリスク)に係るカバー率(上限)を現行の95%から100%に拡大	3. 措置済	本年7月に拡大済、実績2件。	
		輸出保険についても、カントリーリスクのカバー率(上限)を現行の97.5%から100%に拡大	3. 措置済	2017年4月に拡大予定	
		日系現地法人等の製品等販売支援強化のため、市中行のみによるローカル・バイヤーズ・クレジットに対するNEXI付保(ピュアカバー)も可能に	3. 措置済	本年7月に制度実現済、内談案件を組成中。	
		最大出資者基準の緩和	3. 措置済	今後、政策上特に重要な案件が組成された場合は、案件毎に「最大出資者基準」の運用を緩和。	
	公的機関の資金調達額の増大	JOINやJICTの「レバレッジ制限」を緩和し、民間金融機関等からより多くの資金調達(借入、社債発行等)を可能に	3. 措置済	改正政令を10月～11月に施行。	JOIN JICT
III. 日本の支援の魅力向上					
パートナーシップ	外貨返済型借款の中進国以上への導入	円借款の返済方法を柔軟化し、本邦企業の参画可能性のある円借款事業の形成を促進	3. 措置済	借入国に働きかけ中。	JICA
	ハイスpekク借款の創設	質の高いインフラを推進すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い借款を供与	2. 協議中 / 検討中	着実な実施に向け具体化中。	
	ドル建て借款の創設	JICAの有償資金協力としてドル建て借款を実施	3. 措置済	借入国ニーズ確認終了。第1号案件を形成中。	

政策パッケージの取組状況

政策パッケージの別※1	施策名	概要	取組状況※2	具体的成果(案件名等)/課題/その他補足説明等	関係機関
パートナーシップ	事業・運営権対応型借款の創設	政府による関心表明やJICAによるLOIの発出等を行う事業・運営権対応型円借款を創設	3. 措置済	様々な機会民間企業等に制度紹介を実施。	JICA
	サブ・ソブリン借款	サブソブリン主体に対して、各種要件が満たされる場合は、政府保証の例外的な免除について、関係閣僚会議でケース・バイ・ケースで決定	3. 措置済	借入国ニーズを確認中。	
	発注者への有償勘定技術支援	高い施工精度を要する円借款案件で品質を担保し「質の高いインフラ」を実現すべく発注者へ有償勘定技術支援を実施	2. 協議中/検討中	具体策として、土木学会から国土交通省に提案のあった「包括的建設サービス方式」(WCS)につき詳細検討中。	
イニシアティブ	途上国の地熱開発支援	アフリカ大陸をはじめとする世界の膨大な地熱資源に対し、我が国の質の高い技術を活用し、途上国の地熱開発に貢献していくため、リスクの高い試掘調査等の資金を支援	3. 措置済	本年度2次補正で地熱資源を有効活用する高性能小型地熱発電や、IoT活用の運転・保守実証を予定。また、国内産官学35機関以上の協力を得て、途上国人材向け地熱研修を立ち上げ。今後中南米、アフリカで試掘支援予定。	JICA
	大規模インフラ案件におけるF/S等の支援	大規模インフラ(主に水力発電、石油・ガスパラント、橋梁、鉄道等)について、設計と施工を一括発注するデザインビルド方式や、工事請負事業者が設計段階から参画するWCS方式等での発注対応を促進するため、F/S資金等を支援	3. 措置済	本年度2次補正で川上段階の詳細F/Sを支援。また、デザインビルド方式等大型・高リスクF/Sへの対応も強化。他方、WCS方式について、JICAや土木学会等と連携し展開促進セミナー、タイ政府への説明、類似制度との比較検討を実施。	
	無償資金協力の制度・運用改善	インフラの事業運営権獲得目的案件の形成といった既往の取組に加え、今後とも無償資金協力の制度・運用を改善	3. 措置済	既に事業・運営権対応型無償資金協力を平成26年度にミャンマー上下水道案件(1件)とケニア医療廃棄物処理案件(1件)で実現済であり、その他案件も形成中。	
	人材育成支援の更なる強化	以下に対応した人材育成支援を強化 ①インド等インフラ市場等急速拡大地域の、現地日系企業生産能力等増強及び相手国インフラ関係者の評価能力等向上 ②我が国の強みである、ハード整備と合わせた整備・運営・維持管理等に必要な人材育成要望増加 ③都市開発・地域開発や交通渋滞・交通安全対策、環境・再エネ・省エネ等の横断的な課題解決要請	3. 措置済	ODAで産業人材育成等の研修や招聘を実施。ODA以外では、昨年度補正により現地日系企業の生産能力等増強のための寄付講座開設及び第三国研修を通じた裾野産業人材育成、相手国インフラ関係者の評価能力等向上研修を実施。さらに、本年度2次補正により日系サプライヤー企業人材の育成支援を強化。また、相手国の課題解決型人材の育成支援を強化し、ASEAN各国中堅職員対象の都市交通問題解決セミナー等を実施予定。	
IV. 国際機関との連携・「質の高いインフラ投資」の国際スタンダード化					
パートナーシップ	ADBとの連携状況	JICAが出資して今年度末までにADBに信託基金を新設し、ADBと協調して質の高いPPP等民間インフラ案件に投融資(今後5年間で信託基金は最大15億ドルを目標)	3. 措置済	本年3月にJICAとADBが信託基金契約を締結し、8月より稼働。同月には、ADBが日本で企業向け説明会を開催。	JICA
		質の高い公共インフラ整備を促進するため、JICAとADBが協働して長期支援計画を策定し、政府向け技術協力・融資を協調実施(今後5年間でJICA・ADB合計100億ドルを目標)	3. 措置済	ミャンマーの東西経済回廊案件で協調支援(JICAは橋梁整備を、ADBは道路整備)。合わせて、JICA、ADBは各々技術協力を実施(ADB部分は日本信託基金を活用)。	
	日本政府・JICAとADBのハイレベル政策対話を定期開催	3. 措置済	本年2月、11月にADBの副総裁以下と各省の局長以下でハイレベル政策対話を開催。		
他のMDBsとの連携状況	AfDB(アフリカ開発銀行)、IDB(米州開発銀行)等との連携	3. 措置済	本年4月、日・IDBで質の高いインフラ投資推進のパートナーシップに合意(JICA・IDB協調融資枠組の延長・拡充、IDBの日本信託基金に「質の高いインフラ支援基金」枠創設)。既に複数案件を組成。本年8月、TICADVIで日・AfDBの協力枠組たるEPSAの延長・拡充を公表(今後3年間で30億ドルの資金協力)。		

政策パッケージの取組状況

政策パッケージの別※1	施策名	概要	取組状況※2	具体的成果(案件名等)/課題/その他補足説明等	関係機関
パートナーシップ	質の高いインフラ投資を各国と確認・共有	国連、G20、G7、APEC、ASEAN等関連の首脳・閣僚会合において質の高いインフラ投資の必要性を発信し、成果文書で確認	3. 措置済	G7では「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を策定し、質の高いインフラ投資として備えるべき要素について合意。G20の首脳コミュニケ・財務大臣コミュニケでもこれら要素の重要性について合意したほか、EASの首脳合意「東アジアにおけるインフラ開発協力推進に関するビエンチャン宣言」でもこれら要素に言及。この他、G7交通大臣会合・情報通信大臣会合でも合意・確認を実現。	JICA
		国連(第三回開発資金国際会議)、G20等関連の会議の機会に質の高いインフラ投資関連のサイドイベント等も実施	3. 措置済	以下の通り官民インフラ会議を開催。 ①TICADVI:「日・アフリカ官民インフラ会議」開催、質の高いインフラ投資推進のためのリーダーズステートメント採択。 ②その他、アフリカ6カ国、中央アジア3ヶ国にて開催。 ③本年度中にアフリカ2ヶ国、中南米1ヶ国にて開催予定。 なお、TICADVIにおける「ジャパンフェア」及び本年11月の「ITU世界テレコム2016」でICT関係ブースを出展(後者は予定)。	
V. 関係機関の体制強化と財務基盤確保					
イニシアティブ	JICA等関係機関の体制強化	円借款や海外投融資の案件数の増加等、業務の増大に伴い、JICA等の関係機関の体制及び機能を強化	2. 協議中／検討中	関係機関において、定員増要求・体制整備(JICA,JBIC,NEXI)を行う等体制強化に取り組み。また、JOGMEC法等の制度改正等を実施予定。	JICA JBIC NEXI JOGMEC
イニシアティブ	JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他関係機関の財務基盤確保	拡大する円借款の持続的供与を可能とするとともに、関係機関のリスクマネー供給拡大を可能とするよう、JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関について十分な財務基盤を確保	3. 措置済	本年度2次補正予算において、関係6機関(※)について財務基盤強化のための出資等を措置。 ※JICA,JBIC,NEXI,JOIN,JICT,JOGMEC	左記関係6機関
<p>(※1) パートナーシップ: 質の高いインフラパートナーシップ イニシアティブ : 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ</p> <p>(※2) 1. 未着手: 関係省庁・機関で具体的な対応が行われていないもの(今回の事例では存在しない)。 2. 協議・検討中: ①関係省庁・機関で、対応方針を検討中、②予算等の要求は行ったが未成立、等。 3. 措置済: ①法令改正、運用改善等を実施済か、又は方針が確定しているもの、②予算等の要求を行い成立したもの、等。</p>					